

【注意事項】 令和5年度第2回障害福祉サービス事業所等光熱費等高騰対策支援事業補助金

	項目	注意事項
1	補助事務の窓口について	<p>補助金審査・質問受付専用の事務局・コールセンターを設置しています。</p> <p>①埼玉県障害福祉サービス事業所等光熱費等高騰対策補助金審査事務局 ・受付時間：8:30～17:15（土日祝日を除く）</p> <p>②埼玉県障害福祉サービス事業所等光熱費等高騰対策補助金コールセンター ・受付時間：9:00～17:30（土日祝日を除く） ・電話番号：050-1807-9637</p> <p>※当該補助金についての質問は、すべて事務局・コールセンターをお願いします。 （県障害者支援課から業務委託をしています。）</p>
2	補助対象と補助額について	<p>【補助対象】</p> <p>①埼玉県・和光市指定の施設・事業所 ②令和6年1月1日現在においてサービスを提供している事業所。 ③食材費相当額に対する補助は、下記の条件のいずれかを満たす施設・事業所が希望する場合とする。 （ア）障害児・者入所施設 （イ）障害児・者通所系事業所で、令和6年1月1日時点で食事提供加算を行っている事業所。</p> <p>【補助額】原則、施設・事業所ごとに補助単価×支給単位で算出</p>
3	補助額及び支給単位について	<p>・補助単価については交付要綱の別表1、2を参照 ・支給単位については以下のとおり</p> <p>①入所施設：入所定員を上限とする人数 ②訪問系・通所系：事業所数（ただし従たる事業所は除く） ③共同生活援助事業所：定員数（ただし、定員が6人未満の場合は一律6人とします。また、サテライト住居の定員も含まれます。）</p>
4	複数のサービス事業所を1つの建物内で行っている場合	<p>事業種別によって対象とならない場合があります。 別添『別表1、別表2その1・その2』参照。</p>
5	補助金申請について	<p>下記の書類を御準備ください。 ①指定通知書の写し（PDFファイル等） ②通帳（法人口座）の写し（PDFファイル等） ③電力、ガスの契約種別の分かるものの写し（PDFファイル等）</p> <p>ただし、令和5年度第1回補助金を申請し、交付決定及び確定通知を受けた事業所については、電力、ガスの契約内容に変更がない場合、③を省略可とします。</p>
6	振込口座について	<p>①必ず希望する口座の通帳1ページ目をPDF化や写真をデータ化し、メールで添付してください。 ②希望口座がゆうちょ銀行の場合、他行からの振り込む際の口座名、口座番号を記入してください。口座自体の口座番号と異なる場合があります。 ※必ず法人の振込口座を指定ください。個人名の口座には対応できません。</p>
7	申請期間	<p>令和6年2月1日（木）から2月29日（木）午後17時30分必着です。 締切終了後はいかなる理由があっても受け付けません。 余裕をもって早めに申請してください。</p>
8	送信確認について	<p>申請後、1両日以内に受領確認の返信メールをお送りします。 ※なお、受領確認の返信メールは保存しておいてください。 受領確認メールが届いていない場合、申請が受理されておらず交付対象とならない場合があります。</p> <p>もし、2日が経過しても受領確認メールが届かない場合は、下記コールセンターに電話でお問合せください。</p> <p>埼玉県障害福祉サービス事業所等光熱費等高騰対策補助金コールセンター ・電話番号：050-1807-9637 ・受付時間：9:00～17:30（土日祝日を除く）</p>